

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第11号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項」を「法第243条の2第1項」に改め、「、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2」を削り、「その徴収又は収納の事務の委託を」を「公金の徴収又は収納に関する事務を委託」に改め、同条第2項を削る。

第21条の2の見出し中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「前条第1項に規定する歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下この条において「収入事務受託者」という。）は、歳入」を「指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）は、公金」に改め、同項ただし書中「歳入」を「公金」に改め、同条第2項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項ただし書中「歳入」を「公金」に改め、同条第3項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「公金」に改め、「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同条第4項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「公金」に改める。

第38条の2第4号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第64条第1号中「県民税」の次に「、森林環境税」を加える。

第78条の2中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の2第1項第1号から第3号まで」を「第243条の2の8第1項第1号から第3号まで」に改め、同条第2号中「第243条の2の2第1項第4号」を「第243条の2の8第1項第4号」に、「第234条の2」を「第234条の2の7」に改める。

別表第1都市創造部営繕課の項を削る。

別表第2都市創造部営繕課長の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により従前の公金事務を行う者については、改正後の第21条及び第21条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。